平成２７年（フ）第２３４号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目２－21ユーハイム303号、住民票上の住所神戸市須磨区横尾７丁目１番地の１　82号棟503号
破産者　ボディショップカミムラこと　上村　昌宏
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
熊本県玉名市伊倉南方1199番地４
破産者　阪田　美和
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第９３号
北海道登別市中央町７丁目１番地２
破産者　森　　良太
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
北海道旭川市旭岡１丁目22番地
破産者　柴原　勝則
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
釧路市鳥取北９丁目２番８号
破産者　森本　史男
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４０号
盛岡市上田１丁目16番12号、旧住所盛岡市羽場２地割３番地11
破産者　池田　　斎
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２２号
茨城県東茨城郡茨城町大字上飯沼907番地２
破産者　市村　明男
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０４号
神奈川県藤沢市下土棚517番地　杉本ハイツ201、旧住所横浜市金沢区富岡東６丁目28番６号　ハイツ三縄102
破産者　鈴木　　浩
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４７号
横浜市金沢区富岡東１丁目15番12号
破産者　加藤　良夫
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９号
山梨県上野原市野田尻2874番地３
破産者　守屋　　明
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
岐阜県海津市平田町蛇池1932番地
破産者　大橋　英美
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
静岡県裾野市岩波85番地の２、開始決定時の住所静岡県裾野市桃園36番地の１
破産者　渡辺あけみ
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
京都府八幡市八幡清水井64番地の４
破産者　大野　勝清
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７１号
京都市南区久世中久世町２丁目131番地　サンリット422号、開始決定時の住所京都市西京区下津林中島町１番地52
破産者　中野　雅之
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７３３号
京都市西京区樫原平田町１番地155
破産者　近藤　俊義
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７６号
京都市南区東九条南山王町93番地
破産者　山本　幸伸
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目６番８号、破産手続開始決定時の住所京都府宮津市字須津1078番地の３
破産者　尾﨑工務店こと　尾﨑　高三
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第３４号
京都府宮津市字大島197番地の２　島崎美喜子　方、前住所京都府与謝郡与謝野町字三河内181番地７
破産者　中山　陽一
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第３２３号
奈良市大宮町３丁目４番４－503号
破産者　畑地　　悟
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所